

SI
ON
S

YAKE

SATO

SAKA

] (税別)

最高裁判所民事判例研究

東京大学判例研究会

論 説

会社における当事者自治の可能性と限界

—ドイツにおける人的結びつきの強い会社を中心として（五）

- 裁判所法四九条にいう「品位を辱める行状」の意義
- 小坂和広

法学協会雑誌（第一三七卷）内容

0530501
02700

時効援用権の理論構成に関する比較法的検討

—フランス法における《ayant cause》概念の意義に照らして（二）

岡山大学専任講師 嶋津 元

法学協会雑誌（第一三七卷）予告

論 説

共同著作物・共有著作権に係る権利行使についての一考察

東京大学専任講師 大淵哲也

時効援用権の理論構成に関する比較法的検討

—フランス法における《ayant cause》概念の意義に照らして（三）

岡山大学専任講師 嶋津 元